令和８年 11 月１日

保護者の皆様
地域の皆さま

島根県立島根中央高等学校長

「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」について（お知らせ）

平素より本校の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、労働者の安全と健康を守る観点から、令和７年６月 11 日に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和７年法律第 63 号）が公布されました。

本改正により、これまで事業主の義務とされていた職場におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント等への対応に加え、いわゆる「カスタマーハラスメント」への対応についても、新たに事業主の義務として位置付けられることとなりました（令和８年 10 月１日施行）。

こうした防止措置の義務化は教育現場においても適用されるものであり、各学校においても、労働者である教職員等を保護する方針を明確化し、必要な仕組みを整えることが求められます。

この度文部科学省において、学校現場における保護者や地域住民等からの社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応指針をまとめたガイドラインが策定されました（別添参照）。

本校におきましても本ガイドライン及び県教育委員会の対応方針を基に、保護者の皆さまや地域住民等とより良い関係を構築するため、対応方針や相談体制等の仕組みを整えていきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。